

**草加市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例素案
パブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集

- (1) 意見募集 令和元年7月5日～令和元年8月5日（公表の日から32日間）
- (2) 意見提出方法 郵送、FAX、電子メール、直接持参
- (3) 募集結果 提出意見 2通（4件）

2 いただいたご意見に対する市の考え方

「草加市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」素案に対する募集期間中に寄せられたご意見について、次のとおり市の考え方を公表します。

意見の概要	市の対応
区域の規模を小さくして多くの生産緑地が残せるようにすることに賛成。	条例制定に向けて対応してまいります。
他の行政も制定しており、草加市でも300㎡に引き下げること賛同。	
国や自治体が「食育」等の政策を進め、農業の継続支援をしてほしい。	ご指摘の内容は、草加市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例と直接関係はありませんが、庁内の関係部署と情報を共有し、今後事業を実施するに当たっての参考とさせていただきます。
生産緑地の追加指定を受けると30年間生産緑地として継続しなければいけないが、指定期間を10年から5年程度とするなど、農地を柔軟に継続できるようにしてほしい。	生産緑地の指定期間については、都市農地を計画的に保全すること等を目的とする生産緑地法に定められているものであり、市として柔軟に対応できるものではありませんのでご了解ください。

お問合せ
都市計画課計画係
TEL:048-922-1790